

Web調達仕様書意見に対する回答

注) 1. 種目欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	調達仕様書	1	第1章 概要 2 調達の背景	4	「現行システムは、平成30年12月末の運用終了を予定している。」という記載、並びに、要件定義書のP75 13.1.3 (3) 仮運用（並行運用）「・大規模なトラブル等により次期システムを用いた業務遂行が困難である場合には、現行システムの運用事業者と協力し、現行システムへの切り戻しを行うこと。」との記載がありますが、大規模なトラブル等による、現行システムへの切り戻し作業については、平成31年1月以降の調整は一切できないという事でしょうか。次期システムへの移行にあたり、既存の内閣府LAN上の個別システムの更改も同時期に実施され、各々の個別システム更改の作業スケジュールにも大きく影響するため、平成31年1月以降も調整により、現行システムの利用が可能となるよう、予め調整いただいた方がよろしいのではないかと存じます。	システムの運用継続性を確保するため	御意見として承りましたが、調達仕様書（案）の通りとします。なお、現行システムへの切り戻しは、仮運用（並行運用）時を想定した要件となります。また、現行システム契約終了が平成30年12月31日となっており、その時点をもって現行システムは撤去される為、平成31年1月以降に現行システムへの切り戻しは出来ません。
2	調達仕様書	31	第5章 作業の実施体制・方法 1 作業の実施体制 1.2 移行時体制	1	【要件】 ・ 現行システム運用体制と調整にあたり発生する費用及び現行システムの設定変更等の作業に必要な費用は本調達に含むこと。 上記の要件について、削除、もしくは受注後に別途協議とする旨への緩和を検討願います。	調整次第で費用が変動する可能性があり、見積りの精度を向上させるため。	御意見として承りましたが、現行システム運用体制との調整費用は本調達に含まれることから、調達仕様書（案）の通りとします。
3	調達仕様書	35	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.1 設計・構築時の資格要件 2.1.1 Web 調達 設計・構築業務責任者	1	【要件】 ・ 「第5 章2.1.2 Web 調達 設計・構築業務マネージャ」に係る要件に加え（本業務に専任であることは除く）、共通Web システムと同等規模（データベース機能を含む20 以上のウェブサイト稼働）以上の行政関連システムにおける設計・構築、運用・保守を一貫してプロジェクトマネージャとして実施した経験を有していること。 上記の要件について、（データベース機能を含む20 以上のウェブサイト稼働）の実績の緩和を検討願います。	要件の該当箇所を満たせる事業者は余りにも少ないと考えられるため。	御意見を参考に、要件に記載の規模を満たす人材は少ないと判断し、調達仕様書（案）の一部を変更いたします。
4	調達仕様書	35	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.1 設計・構築時の資格要件 2.1.1 Web 調達 設計・構築業務責任者	1	「・「第5 章2.1.2 Web 調達 設計・構築業務マネージャ」に係る要件に加え（本業務に専任であることは除く）、共通Web システムと同等規模（データベース機能を含む20 以上のウェブサイト稼働）以上の行政関連システムにおける設計・構築、運用・保守を一貫してプロジェクトマネージャとして実施した経験を有していること。」とあるが、全て要件を満たす人材が少なく、入札の障壁になるため、緩和していただきたい。	入札条件の緩和	御意見を参考に、要件に記載の規模を満たす人材は少ないと判断し、調達仕様書（案）の一部を変更いたします。
5	調達仕様書	35	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.1 設計・構築時の資格要件 2.1.2 Web 調達 設計・構築業務マネージャ	1	「・以下のいずれかの資格を有すること。 ・ 情報処理技術者（プロジェクトマネージャ） ・ PMP (Project Management Professional)」 記載案： 上記を「以下のいずれかの資格を有するか、同等の実績を有する者からのサポートを受けられる体制を整備すること。同等の実績を挙げ場合は実績に関する証明書を添付し、同等のレベルを確保していることを示すこと。」に修正することは可能か。	入札条件の緩和	御意見として承りましたが、Web調達設計・構築業務マネージャにプロジェクト管理能力は必須と考える為、調達仕様書（案）の通りとします。
6	調達仕様書	35	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.1 設計・構築時の資格要件 2.1.2 Web 調達 設計・構築業務マネージャ	1	【要件】 ・ 共通Web システムと同等規模（データベース機能を含む20 以上のウェブサイト稼働）以上の行政関連システムにおける設計・構築、運用・保守いずれかのプロジェクトマネージャとして10 年以上の経験を有すること。 上記の要件について、（データベース機能を含む20 以上のウェブサイト稼働）の実績の緩和を検討願います。	要件の該当箇所を満たせる事業者は余りにも少ないと考えられるため。	御意見を参考に、要件に記載の規模を満たす人材は少ないと判断し、調達仕様書（案）の一部を変更いたします。

Web調達仕様書意見に対する回答

注) 1. 種目欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答
7	調達仕様書	35	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.1 設計・構築時の資格要件 2.1.2 Web 調達 設計・構築業務マネージャ	1	「・共通Web システムと同等規模（データベース機能を含む20以上のウェブサイト稼働）以上の行政関連システムにおける設計・構築、運用・保守いずれかのプロジェクトマネージャとして10年以上の経験を有すること。また、以下のいずれかのシステムについての設計（概念レベルの設計は除く）・構築、運用・保守の業務または、システムインテグレーション業務の実績を有すること。」とあるが、全て要件を満たす人材が少なく、入札の障壁になるため、緩和していただきたい。	入札条件の緩和	御意見を参考に、要件に記載の規模を満たす人材は少ないと判断し、調達仕様書（案）の一部を変更いたします。
8	調達仕様書	37	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.2 運用・保守時の資格要件 2.2.1 Web 調達 運用・保守業務責任者	1	【要件】 ・「第5章2.2.2 Web 調達 運用・保守業務マネージャ」に係る要件に加え、共通Web システムと同等規模（データベース機能を含む20以上のウェブサイト稼働）以上の行政関連システムにおける設計・構築、運用・保守を一貫してプロジェクトマネージャとして実施した経験を有していること。 上記の要件について、（データベース機能を含む20以上のウェブサイト稼働）の実績の緩和を検討願います。	要件の該当箇所を満たせる事業者は余りに少ないと考えられるため。	御意見を参考に、要件に記載の規模を満たす人材は少ないと判断し、調達仕様書（案）の一部を変更いたします。
9	調達仕様書	37	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.2 運用・保守時の資格要件 2.2.1 Web 調達 運用・保守業務責任者	1	「・「第5章2.1.2 Web 調達 設計・構築業務マネージャ」に係る要件に加え（本業務に専任であることは除く）、共通Web システムと同等規模（データベース機能を含む20以上のウェブサイト稼働）以上の行政関連システムにおける設計・構築、運用・保守を一貫してプロジェクトマネージャとして実施した経験を有していること。」とあるが、全て要件を満たす人材が少なく、入札の障壁になるため、緩和していただきたい。	入札条件の緩和	御意見を参考に、要件に記載の規模を満たす人材は少ないと判断し、調達仕様書（案）の一部を変更いたします。
10	調達仕様書	37	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.2 運用・保守時の資格要件 2.2.2 Web 調達 運用・保守業務マネージャ	1	【要件】 ・ 共通Web システムと同等規模（データベース機能を含む20以上のウェブサイト稼働）以上の行政関連システムにおける設計・構築、運用・保守いずれかのプロジェクトマネージャとして10年以上の経験を有すること。 上記の要件について、（データベース機能を含む20以上のウェブサイト稼働）の実績の緩和を検討願います。	要件の該当箇所を満たせる事業者は余りに少ないと考えられるため。	御意見を参考に、要件に記載の規模を満たす人材は少ないと判断し、調達仕様書（案）の一部を変更いたします。
11	調達仕様書	37	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.2 運用・保守時の資格要件 2.2.2 Web 調達 運用・保守業務マネージャ	1	「・共通Web システムと同等規模（データベース機能を含む20以上のウェブサイト稼働）以上の行政関連システムにおける設計・構築、運用・保守いずれかのプロジェクトマネージャとして10年以上の経験を有すること。また、以下のいずれかのシステムについての設計（概念レベルの設計は除く）・構築、運用・保守の業務または、システムインテグレーション業務の実績を有すること。」とあるが、全て要件を満たす人材が少なく、入札の障壁になるため、緩和していただきたい。	入札条件の緩和	御意見を参考に、要件に記載の規模を満たす人材は少ないと判断し、調達仕様書（案）の一部を変更いたします。
12	調達仕様書	37	第5章 作業の実施体制・方法 2 資格要件 2.2 運用・保守時の資格要件 2.2.2 Web 調達 運用・保守業務マネージャ	1	「・以下のいずれかの資格を有すること。 ・情報処理技術者（プロジェクトマネージャ） ・PMP(Project Management Professional)」 記載案： 上記を「以下のいずれかの資格を有するか、同等の実績を有する者からのサポートを受けられる体制を整備すること。同等の実績を挙げる場合は実績に関する証明書を添付し、同等のレベルを確保していることを示すこと。」に修正することは可能か。	入札条件の緩和	御意見として承りましたが、Web調達運用・保守業務マネージャにプロジェクト管理能力は必須と考える為、調達仕様書（案）の通りとします。

Web調達仕様書意見に対する回答

注) 1. 種目欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答
13	調達仕様書	48	第8章 入札参加資格 1 入札参加資格 1.1 事業者要件	1	【要件】 ・ 次期共通Web システムと同等規模（データベース機能を含む20以上のウェブサイト稼働）以上の行政関連システムの設計（概念レベルの設計は除く） ・ 構築、運用・保守の業務または、システムインテグレーション業務を過去10年間に於いて請け負った実績を有すること。 上記の要件について、（データベース機能を含む20以上のウェブサイト稼働）の実績の緩和を検討いたします。	要件の該当箇所を満たせる事業者は余りにも少ないと考えられるため。	御意見を参考に、要件に記載の規模を満たす人材は少ないと判断し、調達仕様書（案）の一部を変更いたします。
14	要件定義書	9	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.2 データベース機能	2	原文： 「確認用データベースサーバはディレクトリ単位等に、認証等により利用制限できること。」 修正案： 「確認用データベースサーバはアクセスユーザやスキーマ単位等で認証等により利用制限できること。」	データベースにおいて、利用制限は、データベースへのアクセスユーザやスキーマ単位であるのが一般的であるため。	御意見を参考に、データベースにおける利用制限として一般的な単位は、アクセスユーザやスキーマと判断した為、要件定義書（案）の一部を変更いたします。
15	要件定義書	11	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.3 コンテンツマネジメントシステム機能 (4) デザインテンプレート機能	2	「・ SNS引用時のサムネイル画像（OGP画像）の取扱いを可能と出来ること。」 デザインテンプレート機能の効率化として以下の要件を追記することを提案します。 記載案： ページ固有の画像とは別に、予め、カテゴリ共通の画像を指定しておき、任意の画像がなければ共通画像を表示することができること。	機能の効率化	御意見を参考に、該当機能に係る具体的な有効な機能の提案と判断した為、要件定義書（案）の一部を変更いたします。
16	要件定義書	11	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.3 コンテンツマネジメントシステム機能 (5) 新着情報等更新機能	2	新着情報等更新の効率的な運用のため、以下の要件を追記することを提案します。 記載案： ・ 一覧生成時に右ナビもセットで再生成されることが望ましい ・ 添付ファイルを差替えた際に旧ファイルの削除漏れがない仕組みが望ましい ・ 浮遊ファイルが生成されない構造が望ましい	より効率的な運用の為。	御意見を参考に、該当機能に係る具体的な有効な機能の提案と判断した為、要件定義書（案）の一部を変更いたします。
17	要件定義書	16	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.9 ストリーミングシステム機能 (3) ストリーミング配信機能	2	「・ 内閣府専用のプレイヤーをデザインして、使用出来ること。デザインは内閣府PJMO（Web担当）と協議の上、決定すること。」 Adobe Flash Playerのベンダー提供が終わった場合、代替手順で機能を提供する認識で良いでしょうか。また、継続的な機能提供の観点から以下の要件を追記することを提案します。 記載案： Adobe Flash Player に依存しないプレイヤーが望ましい。もしくは、代替のプレイヤーに切替できること。	継続的な機能提供	御意見を参考に、プレイヤーに採用している技術(Adobe Flash Player)の終了予定に対して継続に係る具体的な有効な要件の提案と判断した為、要件定義書（案）の一部を変更いたします。
18	要件定義書	23	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.15 ウェブサイト外部接続環境	2	「内閣府共通ウェブの各システムに接続可能な環境を用意すること」と記載があるが、状況に応じて各システム単位でのアクセスが考えられるためシステム単位でのアクセス制御も必要と思われる。	セキュリティ強化。	御意見を参考に、外部から接続する部局ホームページ関連事業者はシステム単位で接続許可を実施している為、要件定義書（案）の一部を変更いたします。
19	要件定義書	48	第3章 非機能要件 10 情報セキュリティに関する事項 10.9 ウェブアプリケーションファイアウォール要件	1	下記文面の修正を提案いたします。 ・ 新たなぜい弱性攻撃が公開、認知された場合に1週間以内を目処に対策を講ずることが出来ること。 → 「1週間以内を目処に」の文面を削除	WAFにおいては、ぜい弱性の重要度に応じて対策手法の提供を行う製品が主流であり、一律に期間を設けることがよりよい製品選定の足かせとなる可能性があるため。	御意見として承りましたが、新たなぜい弱性への対策準備に目途となる期間を設けることは妥当であり、要件定義書（案）の通りとします。
20	要件定義書	79	第3章 非機能要件 13 移行に関する事項 13.3 個別移行要件 13.3.1 内閣府標準テンプレートデザイン等	2	TLS化について追記いただきたい。 (案) ・ TLS化に伴い改修が必要な箇所があれば対応すること。	正確な金額を積算する為。	御意見として承りましたが、要件定義書（案）の通りとします。 なお、TLS化の対象サイトは「www.cao.go.jp」「www5.cao.go.jp」「www8.cao.go.jp」「www.esri.cao.go.jp」となります。

Web調達仕様書意見に対する回答

注) 1. 種目欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答
21	要件定義書	79	第3章 非機能要件 13 移行に関する事項 13.3 個別移行要件 13.3.1 内閣府標準テンプレートデザイン等	2	「・「第3章2.1.4(4) 常時TLS化対応」に基づき、セキュリティの強化や信頼性の向上に配慮し、内閣府PJM0 (Web 担当) と協議の上、設計すること。なお、「www.cao.go.jp」「www5.cao.go.jp」「www8.cao.go.jp」「www.esri.cao.go.jp」については、次期システム移行時における、TLS化の対象に含めること。」の下に以下の追記が必要と思われる。 「・TLS化対象となるコンテンツ数は最大〇〇ページを想定すること。また、TLS化対応に伴いコンテンツ内のリンク等を適切に修正すること。」	TLS化対象の規模感と業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	御意見を参考に、TLS化対象の規模感と業務範囲を明確にする為、要件定義書(案)の一部を変更いたします。
22	要件定義書	79	第3章 非機能要件 13 移行に関する事項 13.3 個別移行要件 13.3.1 内閣府標準テンプレートデザイン等	2	TLS化の対象として4サイトが挙げられているが、運用期間中にTLS化の対象が増える可能性がある場合は、その旨を記載すべきである。また、増える場合は、年間の想定件数の記載も必要と考えられる。	TLS化する際の見積もりに影響するため。	御意見として承りましたが、TLS化の対象サイトは「www.cao.go.jp」「www5.cao.go.jp」「www8.cao.go.jp」「www.esri.cao.go.jp」を指定しており、これ以外のサイトにTLS化は求めていないことから、要件定義書(案)の通りとします。
23	要件定義書	84	第3章 非機能要件 13 移行に関する事項 13.3 個別移行要件 13.3.5 ストリーミングシステム	2	移行対象の再生ページコンテンツの総数を記載する必要がある。 記載案： 「・再生ページのコンテンツ数は最大〇〇ページを想定すること。」	対象の規模感を明確にし、正確な金額を積算する為。	御意見を参考に、正確な金額を反映した提案を実施していただく為、要件定義書(案)の一部を変更いたします。
24	要件定義書	85, 86	第3章 非機能要件 13 移行に関する事項 13.3 個別移行要件 13.3.9 ウェブアクセスログ解析システム 13.3.10 動画アクセスログ解析システム	2	移行対象データの総容量やアクセスログ解析データの総数など記載する必要がある。 記載案： 「・移行対象のアクセスログデータは約〇〇GBであり、アクセスログ解析データは約〇〇GBである。また、そうプロファイル数は約〇〇である。」 ※「別紙12 内閣府LAN(共通システム) データバックアップ管理及びログ管理一覧」に具体的に記載されているのであれば回答不要。	移行対象の規模感を明確にし、正確な金額を積算する為。	御意見を参考に、正確な金額を反映した提案を実施していただく為、要件定義書(案)の一部を変更いたします。 「別紙12 内閣府LAN(共通システム) データバックアップ管理及びログ管理一覧」を御確認ください。
25	要件定義書	95	第3章 非機能要件 16 運用に関する事項 16.1 運転管理・監視等要件 16.1.1 システム管理・監視業務 (3) 運用監視	2	監視対象や監視項目の追加/変更/削除が発生した際の対応要件について特に記載がない。 記載案： 監視対象や監視項目の追加/変更/削除を行うこと。	運用期間中の監視対象や監視項目の変更は一般的に発生するため。	御意見を参考に、監視対象を変更に係る具体的な有効な要件の提案と判断した為、要件定義書(案)の一部を変更いたします。
26	要件定義書	98	第3章 非機能要件 16 運用に関する事項 16.1 運転管理・監視等要件 16.1.1 システム管理・監視業務 (7) セキュリティ対応業務 ①セキュリティ管理業務	2	「・LAN内からの大量トラフィックの発生については、…」とありますが、上り下りの双方向で検知、報告する必要があると思われるため、「LAN内からの」の削除をお願いしたい。	セキュリティの観点からLAN内からの通信だけでなくインターネットからの通信も監視する必要があるため。	御意見を参考に、上りだけでなく双方向の通信の監視を実施する為、要件定義書(案)の一部を変更いたします。
27	要件定義書	107	第3章 非機能要件 16 運用に関する事項 16.1 運転管理・監視等要件 16.1.11 共通Webシステム運用支援業務 (3) 新規追加及び移行ホームページテンプレート設計支援業務	2	「・内閣府本部事務局がコンテンツマネジメントシステムを新たに使用し開発を実施する…」 運用期間中に新規に開発される件数をどの程度見込んでおけばよいか、想定件数をご提示いただけませんか。	正確な金額を積算する為。	御意見を参考に、正確な金額を反映した提案を実施していただく為、要件定義書(案)の一部を変更いたします。 現行システムにおける開発件数等の実績に係る情報は、資料閲覧にて資料を開示します。
28	要件定義書	108	第3章 非機能要件 16 運用に関する事項 16.1 運転管理・監視等要件 16.1.11 共通Webシステム運用支援業務 (6) データベース機能の新規構築及び改修等支援業務	2	左記支援業務として以下の要件を追記することを提案します。 記載案： データベース開発事業者への機能説明や構築期間中の問合せ対応を行うこと。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	御意見を参考に、該当業務に係る具体的な有効な要件の提案と判断した為、要件定義書(案)の一部を変更いたします。

Web調達仕様書意見に対する回答

注) 1. 種目欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 要求水準を下げる。 2. 要求水準を上げる。 3. 文章だけを修正する。 4. その他]

No.	資料名	頁番号	項目	種別	意見	理由	回答
29	要件定義書	108	第3章 非機能要件 16 運用に関する事項 16.1 運転管理・監視等要件 16.1.11 共通Webシステム運用支援業務 (6) データベース機能の新規構築及び改修等支援業務	2	左記支援業務として以下の要件を追記することを提案します。 記載案： データベース開発中に、脆弱性検査の依頼を請負うこと。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	御意見を参考に、該当業務に係る具体的な有効な要件の提案と判断した為、要件定義書（案）の一部を変更いたします。
30	要件定義書	108	第3章 非機能要件 16 運用に関する事項 16.1 運転管理・監視等要件 16.1.11 共通Webシステム運用支援業務 (7) 品質管理業務	2	品質管理業務として以下の要件を追記することを提案します。 記載案： 公開用ウェブサーバと確認用ウェブサーバのファイル差分を調査し、PJMOに報告すること。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	御意見を参考に、該当業務に係る具体的な有効な要件の提案と判断した為、要件定義書（案）の一部を変更いたします。 現行システムにおける差分調査の実績に係る情報は、資料閲覧にて資料を開示します。
31	要件定義書	118	第3章 非機能要件 17 保守に関する事項 17.1 対象	2	「保守の対象は、・・・また、本調達外であっても、次期データセンターに収容する個別システム及び機器等も対象に含めること。」 「保守に係る一切の費用は、・・・」 とありますが、本調達外（外部持込み機器も含む）の機器を保守することは現実的ではなく、費用増となるだけのため削除をお願いしたい。	保守対象範囲の修正	御意見を参考に、本調達外の機器等に対して、直接的な保守は実施できないことから、要件定義書（案）の一部を変更いたします。

Web調達仕様書質問に対する回答

注) 1. 種目欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 仕様書(案)に対する質問。 2. 要件定義書(案)に対する質問。 3. その他]

No.	資料名	頁番号	項目	種別	質問	理由	回答
1	調達仕様書	18	第3章 作業の実施内容 1 作業内容 1.1 設計・構築業務 1.1.6 設計 (5) 運用計画及び保守作業計画の作成表 3-1-1 運用計画書・保守作業計画書	1	Webシステムにおける「防犯監視」とは具体的に何を示しているのか。侵入検知防御、改竄検知等の意味合いでよいのか。	記載の文言の意味が不明確である。	標準ガイドラインにおいて、「防犯監視」は、「施設・区域等に対する物理的な不正侵入や火災の発生有無等を監視すること」と記載されています。
2	調達仕様書	22	第3章 作業の実施内容 1 作業内容 1.1 設計・構築業務 1.1.18 開発業務向け調達仕様書 (DB用)	1	「・開示可能な範囲で、データベース開発等に係る技術仕様、開発分担、制約条件等を盛り込むこと。」とあるが、共通Webシステムに関する全てのデータベース機能が、仕様書記載の対象範囲となるか。	仕様書作成の業務範囲を明確にするため。	現行データベースの仕様は、「別紙21 内閣府本府共通Webシステム開発業務向け (DB用) 仕様書」に記載されています。
3	要件定義書	9	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.2 データベース機能	2	1.3.2 データベース機能 ・公開ウェブシステムで動的コンテンツ等を表示させる為に過不足の無いデータベース機能を有すること。 現行のデータベース用ソフトウェアは何の資料を見れば良いか。原則として現行使用しているデータベース機能と同等以上のものを採用することで良いか。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	現行データベースの仕様は、「別紙21 内閣府本府共通Webシステム開発業務向け (DB用) 仕様書」に記載されています。
4	要件定義書	9~13	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.3 コンテンツマネジメントシステム機能	2	大きな単位でのコンテンツ追加や変更があった場合等、CMS利用者だけでは対応できず、Web事業者に対応の依頼が来ることがあるか。その場合作業の概要や頻度やなど目安になる情報をご教示いただきたい。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	現行システムにおける作業の実績に係る情報は、資料閲覧にて資料を開示します。
5	要件定義書	9~13	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.3 コンテンツマネジメントシステム機能	2	新たに部局単位のサイトをCMS化する必要がある場合、ベースとなるテンプレートとサンプルページなどをWeb事業者側が用意する必要があるか。また内閣府本府部局及び部局ホームページ関連事業者に対してCMSの利用方法についてレクチャーする必要などがあるか。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	現状、CMSの改修等依頼件数は約25回/年、依頼1件につき作業期間は調査も含めて、1週間程度から1か月以上までのものがあり、規模感は様々となります。現行システムにおける改修依頼の実績に係る情報は資料閲覧にて資料を開示します。 また、CMSの利用方法についてのレクチャーは、集合形式及び個別形式での実施が必要となります。
6	要件定義書	9~13	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.3 コンテンツマネジメントシステム機能	2	CMSにて動的に管理しているコンテンツ一式を、CMS管理不要となり静的な管理へ移す作業などが発生する場合がありますか。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	現行システムでは発生していません。 現行システムにおける移行作業の実績に係る情報は、資料閲覧にて資料を開示します。
7	要件定義書	9~13	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.3 コンテンツマネジメントシステム機能	2	システム移行以前から誤りが含まれているページ等、構築時や運用期間中に修正を依頼される場合がありますか。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	事前に作業規模を調整した上、次期Web事業者へ作業の依頼を行います。 現行システムにおける修正作業の実績に係る情報は、資料閲覧にて資料を開示します。
8	要件定義書	9~13	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.3 コンテンツマネジメントシステム機能	2	運用期間中に、外部機関によるアクセシビリティチェックが行われることはあるのか。その場合頻度をご教示いただきたい。また指摘事項があった場合にその修正を行う必要があるか。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	本調達の範囲内であれば修正を実施して頂きます。 なお、頻度は最低1回/年を想定しております。
9	要件定義書	11	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.3 コンテンツマネジメントシステム機能 (4) デザインテンプレート機能	2	「・既に制作・公開しているページをテンプレート化出来ること。」 質問1 「テンプレート化出来る」というのは、「CMS化 (CMSでページ生成出来る)」という認識でよいのか。 質問2 テンプレート化を推進するにあたっての計画があれば教えていただきたい。 例えば、部局サイトのうち年間2サイトを目標とする、等。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	質問1については、御認識の通りです。 質問2については、全ての内閣府ホームページをCMSによるテンプレート化を推進しております。
10	要件定義書	13	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.3 コンテンツマネジメントシステム機能 (10) その他機能	2	「・日本語以外の言語でインターフェースを持っており、かつユーザID 毎に言語を切り替えることが出来ること。」 英語のインターフェースをご提供できればよいのか。	機能要件を明確にするため。	御認識の通りです。

Web調達仕様書質問に対する回答

注) 1. 種目欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 仕様書(案)に対する質問。 2. 要件定義書(案)に対する質問。 3. その他]

No.	資料名	頁番号	項目	種別	質問	理由	回答
11	要件定義書	18	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.10 メールマガジンシステム機能 (3) メールマガジン配信機能	2	「・メールマガジン配信ソフトウェア機能については、本調達事業者が提供するサービスを用いた提供も可能とするが、そのサービス料金体系は定額制であること。」 導入実績のあるASPサービスを提案することは可能か。	正確な金額を積算する為。	導入実績に関わらず、「第2章 1.3.10 メールマガジンシステム機能」の要件を満たしていれば可能です。 また、調達仕様書(案)「第6章 3 情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応」の要件も満たしている必要があります。
12	要件定義書	21	第2章 機能要件 1 機能に関する事項 1.3 システム基本機能要件 1.3.12 負荷軽減対策	2	「・同時コネクション数1万以上の接続を遅延なく行えること。」とあるが、これは、冗長化機器での縮退運転時にも適用される要件か。	機器のサイジングに影響するため。	御認識の通りです。
13	要件定義書	44	第3章 非機能要件 10 情報セキュリティに関する事項 10.3 証跡管理	2	「ファイル操作ログ」とは、単純なコマンドの実行履歴で良いか。それとも、プロセスアカウンティングサービス等を用いた「誰が、いつ、何を実行したか」といった操作ログまで保存するものか。	記載の文言の意味が不明確である。	「第3章 非機能要件 10.3 証跡管理」に記載の通り、具体的な収集情報・保管期間については契約締結後、内閣府PJMOと協議の上、決定します。
14	要件定義書	44	第3章 非機能要件 10 情報セキュリティに関する事項 10.3 証跡管理	2	【質問】 「・Proxyログ(負荷軽減対策装置)」とあるが、この負荷軽減対策装置として、ネットワーク負荷分散装置も想定されているか。あるいは、負荷軽減対策装置に限らず、Proxy機能を実装する他のサーバ機器・サービスによるログ提供でも問題ないか。	機器の選定要件に影響するため。	負荷軽減の機能を有した機器やサービスの証跡が取得出来るのであれば、専用装置以外のサーバ機器・サービスによるログ取得でも問題ありません。
15	要件定義書	46	第3章 非機能要件 10 情報セキュリティに関する事項 10.5 ソフトウェアぜい弱性対策	2	「機器やソフトウェアの初期設定値の状態で運用を行わないこと。」とあるが、実際の設定値については、業務開始後に内閣府PJMOとの協議により決定する想定で良いか。	各種ソフトウェアの設計範囲が不明瞭であるため。	御認識の通りです。 契約締結後、内閣府PJMOと協議の上、決定します。
16	要件定義書	47	第3章 非機能要件 10 情報セキュリティに関する事項 10.6 不正プログラム対策 10.6.3 サーバウイルス対策	2	「導入する全てのサーバに対して、ウイルス対策機能をインストールすること。」とあるが、仮想アプライアンスがあった場合については対象外とする想定で良いか。	導入範囲が不明瞭であるため。	提案する製品によって、動作保証等の理由により、ウイルス対策ソフトウェアのインストール不可等の制約が想定されます。 御質問を参考に、メーカーに制約事項を確認した上で必要なセキュリティ対策を実施してもらう為、要件定義書(案)の一部を変更いたします。
17	要件定義書	76	第3章 非機能要件 13 移行に関する事項 13.2 移行要件 13.2.2 移行作業	2	「・共通Webシステムの移行は、部局ホームページ担当者との移行作業前及び移行後の調整が個別に必要となるので、対応すること。特に、コンテンツ登録機能については、画面設計等の変更が生じるものは、内閣府PJMO(Web担当)と協議の上、部局ホームページ担当者との打合せ等実施すること。」 契約後早々に、現行のコンテンツ登録機能の設計を提供いただけるか。 部局毎に独自開発している機能があれば、それらの設計も全て提供いただけるか?	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	御認識の通りです。 契約締結後、必要な情報については開示します。
18	要件定義書	79	第3章 非機能要件 13 移行に関する事項 13.3 個別移行要件 13.3.1 内閣府標準テンプレートデザイン等	2	「・ホームページ利用における利便性の向上を目的としたデザイン・リニューアルと既存ページへの反映」とあるが、デザインのリニューアル対象も最大100,000ページを想定するという事で良いか。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	御認識の通りです。
19	要件定義書	88	第3章 非機能要件 13 移行に関する事項 13.4 ウェブアクセシビリティに係る要件 13.4.5 成果物	2	「・講習会教材及び講習会報告書」とあるが、講習会についての説明の記載はないのか。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	講習会の定義は記載しておらず、部局ホームページ担当者等に対する「集合教育」としておりました。 御質問を参考に、要件定義書(案)の一部を変更いたします。
20	要件定義書	98	第3章 非機能要件 16 運用に関する事項 16.1 運転管理・監視等要件 16.1.1 システム管理・監視業務 (7) セキュリティ対応業務	2	「インターネット接続回線の利用が180Mbps、240Mbpsを超えた時に内閣府PJMOに報告すること」と記載があるが、報告内容はどのような内容を想定されているか。超えた事実のみを報告するのか、それとも利用超過したアクセス先の調査も含まれるか。	報告内容を想定し業務内容の金額を積算する為。	要件に記載されたしきい値を超過した場合、通信量を報告して頂きます。また必要に応じて、内閣府PJMOからの依頼に基づき、アクセス先の調査を行って頂きます。

Web調達仕様書質問に対する回答

注) 1. 種目欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。

[1. 仕様書（案）に対する質問。 2. 要件定義書（案）に対する質問。 3. その他]

No.	資料名	頁番号	項目	種別	質問	理由	回答
21	要件定義書	99	第3章 非機能要件 16 運用に関する事項 16.1 運転管理・監視等要件 16.1.1 システム管理・監視業務 (7) セキュリティ対応業務	2	「ウェブサイトぜい弱性検査業務」では、公開サイトの検査を行う必要が想定され、検査用のインターネット回線の手配及び費用等は調達範囲内という認識でしょうか。	業務範囲を明確にし、正確な金額を積算する為。	御認識の通りです。 提案される検査方法についての手配及び費用は調達範囲に含まれません。